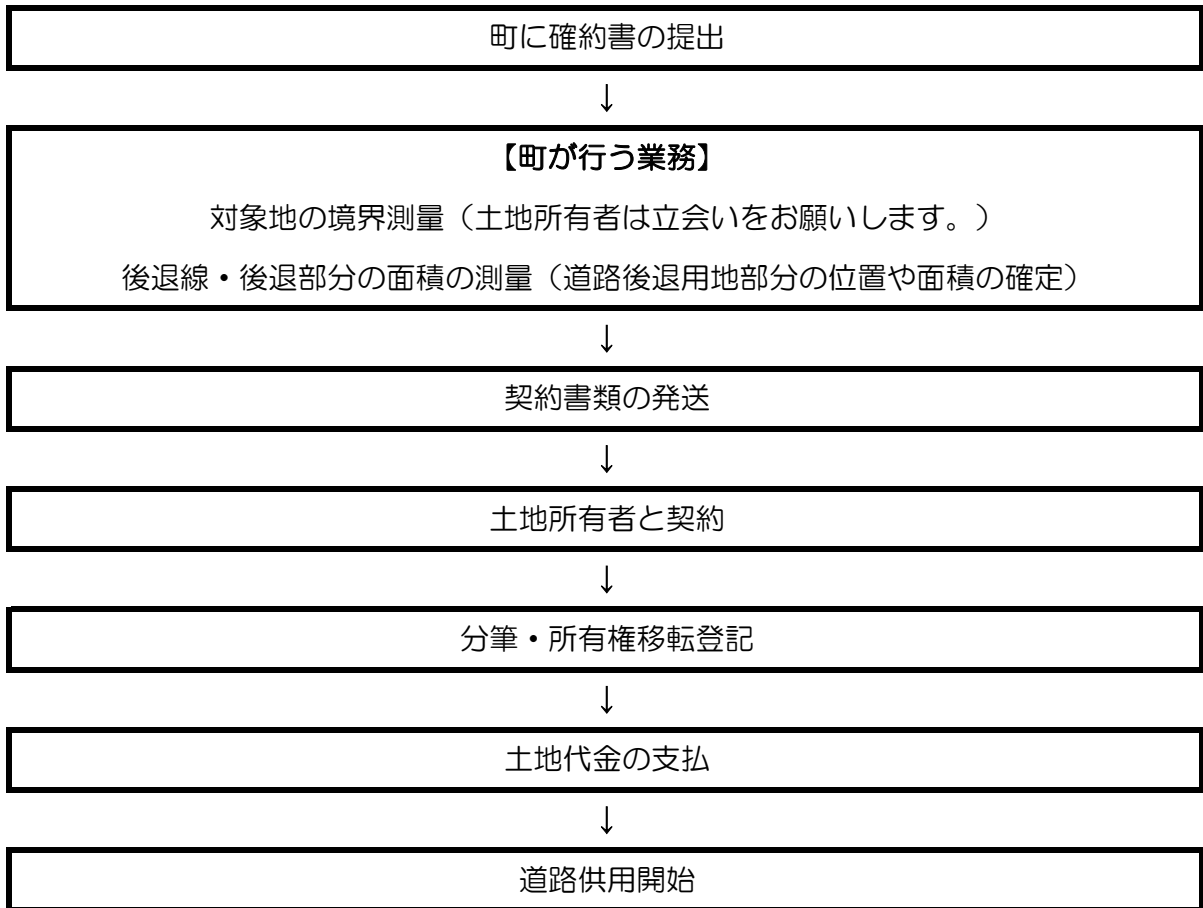


道路後退整備事業 手続きの流れ



買取単価(円/㎡) = 確約書提出年度の近傍宅地固定資産税評価額 × 30%

私たちの暮らしに身近な生活道路は、安全で住みやすい環境を守るうえで重要な役割を担っています。

都市計画区域内で建物等を建てる場合は、建築基準法により、敷地に接する道路幅員は4m以上であることが規定されていますが、1.8m以上4.0m未満の幅員でも指定された道路（通称2項道路）であれば、その道路の中心線から2.0m後退することにより建築が可能となります。

この後退していただく部分を道路後退用地といい、町では狭あい事業として後退部分の用地買収を行っています。

